

青森県報

第三千四百四十四号

平成二十一年
十月五日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(河川砂防課) …… 二
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) …… 七
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) …… 八
- 右 同……………(同) …… 八
- 右 同……………(同) …… 八
- 右 同……………(三 八 地 域 民 局) …… 九
- 右 同……………(同) …… 九
- 右 同……………(西 北 地 域 民 局) …… 九

告 示

青森県告示第六百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		年指定月日
			名称	所在地	
株式会社デーイーサービス	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町三丁目八六の一三	介護センターまごころ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町三丁目八六の一三	平成二十一年十月五日	
株式会社本町ヘルパーステーション	青森市本町二丁目二の一	訪問介護	青森市本町二丁目二の一	"	
有限会社タム	青森市大字八ツの二	訪問介護	青森市大字八ツの二	"	
三和工業株式会社	弘前市大字小沢六字大開四五の五	訪問看護	弘前市大字小沢一丁目二〇	三・九・一四	

青森県告示第六百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		年指定月日
		名称	所在地	
株式会社デーイーサービス	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町三丁目八六の一三	居宅介護支援事業所まごころ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町三丁目八六の一三	平成二十一年十月五日

青森県告示第六百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社デーイーケーサービス	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町三浦生八六の一三	介護予防訪問介護	介護センター「まごころ」	平成 三・九・一八
株式会社本町ヘルシヨンスター	青森市本町二丁目二の一	介護予防訪問介護	本町ヘルシヨンスター	"
有限会社タム	青森市大字八ツ役字芦谷三一九の二	介護予防訪問介護	八ツ役ヘルシヨンスター	"
三和工業株式会社	弘前市大字小沢字大開四五の五六	介護予防訪問看護	サンワ訪問ステーション	三・九・二四

青森県告示第六百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 石沢土砂災害警戒区域及び石沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 横倉土砂災害警戒区域及び横倉土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 太田土砂災害警戒区域及び太田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 太田二号土砂災害警戒区域及び太田二号土砂災害特別警戒区域
(図面省略)

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 谷地中土砂災害警戒区域及び谷地中土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 北向下モ土砂災害警戒区域及び北向下モ土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 北向上土砂災害警戒区域及び北向上土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 上川原土砂災害警戒区域及び上川原土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 中坂土砂災害警戒区域及び中坂土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 前平土砂災害警戒区域及び前平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 11 館町土砂災害警戒区域及び館町土砂災害特別警戒区域
指定の区域

- 1 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 12 古川代一号土砂災害警戒区域及び古川代一号土砂災害特別警戒区域
指定の区域

- 1 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 13 古川代二号土砂災害警戒区域及び古川代二号土砂災害特別警戒区域
指定の区域

- 1 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 14 森ノ上三土砂災害警戒区域及び森ノ上三土砂災害特別警戒区域
指定の区域

- 1 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 15 境土砂災害警戒区域及び境土砂災害特別警戒区域
指定の区域

- 1 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 16 清三久保一号土砂災害警戒区域及び清三久保一号土砂災害特別警戒区域
指定の区域

- 1 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十七 清三久保二号土砂災害警戒区域及び清三久保二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十八 北向二号土砂災害警戒区域及び北向二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十九 高谷平二号土砂災害警戒区域及び高谷平二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十 高谷平一号土砂災害警戒区域及び高谷平一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十一 鎗水土砂災害警戒区域及び鎗水土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十二 宮台前一号土砂災害警戒区域及び宮台前一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十三 館町二号土砂災害警戒区域及び館町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十四 森田土砂災害警戒区域及び森田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十五 沼沢滝ノ上土砂災害警戒区域及び沼沢滝ノ上土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十六 第二冬沼沢土砂災害警戒区域及び第二冬沼沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十七 沢内沢土砂災害警戒区域及び沢内沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十八 上川原沢土砂災害警戒区域及び上川原沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十九 鎗水沢土砂災害警戒区域及び鎗水沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十 寺ノ上沢土砂災害警戒区域及び寺ノ上沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十一 清次郎久保沢土砂災害警戒区域及び清次郎久保沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十二 八釜久保沢土砂災害警戒区域及び八釜久保沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 沼沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 椴ノ木沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 第一冬沼沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 長坂沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

五 外狐久保沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

六 清水頭沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤設備
- 二 代表者の氏名 佐藤 良美

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字増館字富岡一七五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一一八九五号

五 取消年月日 平成二十一年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社カクヒ口船場

二 代表者の氏名 金澤 司

三 主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五一七二号

五 取消年月日 平成二十一年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東宮建設株式会社
- 二 代表者の氏名 長内 政信
- 三 主たる営業所の所在地 青森市松森二丁目一の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一〇〇八号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年八月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山口工務店
- 二 代表者の氏名 山口 弘美
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字苔米地字町中三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第三〇〇八一号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年七月二十九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九

条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東洋建機株式会社
- 二 代表者の氏名 柴田 勇男
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第七六八一号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年八月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野上電気商会
- 二 氏名 野上 清二
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字薄市字冲原二九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一〇九〇五号

- 五 取消年月日 平成二十一年八月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年七月十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭